

令和3年度から対象者と補助金額が増えます！

# 南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業 をご利用ください

令和3年4月1日時点において65歳以下であり、以下のいずれかに該当する方

## 〈対象者〉

- (1) 町内在住者で高速道路を利用し、町外勤務先へ通勤する方  
…………… 高速道路利用料の2分の1補助(月上限10,000円)
- (2) 町外在住者で高速道路を利用し、町内勤務先へ通勤する方  
…………… 高速道路利用料の3分の1補助(月上限4,000円)

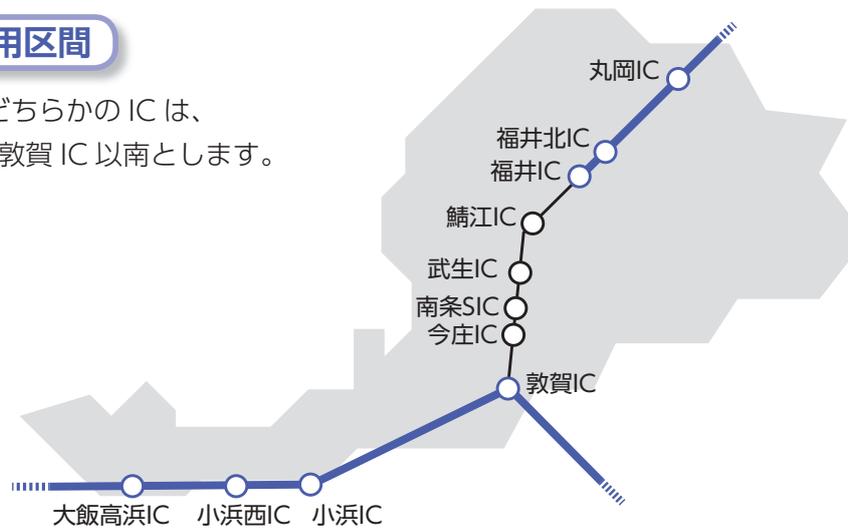
居住地最寄りIC～勤務地最寄りIC

## 〈対象区間〉

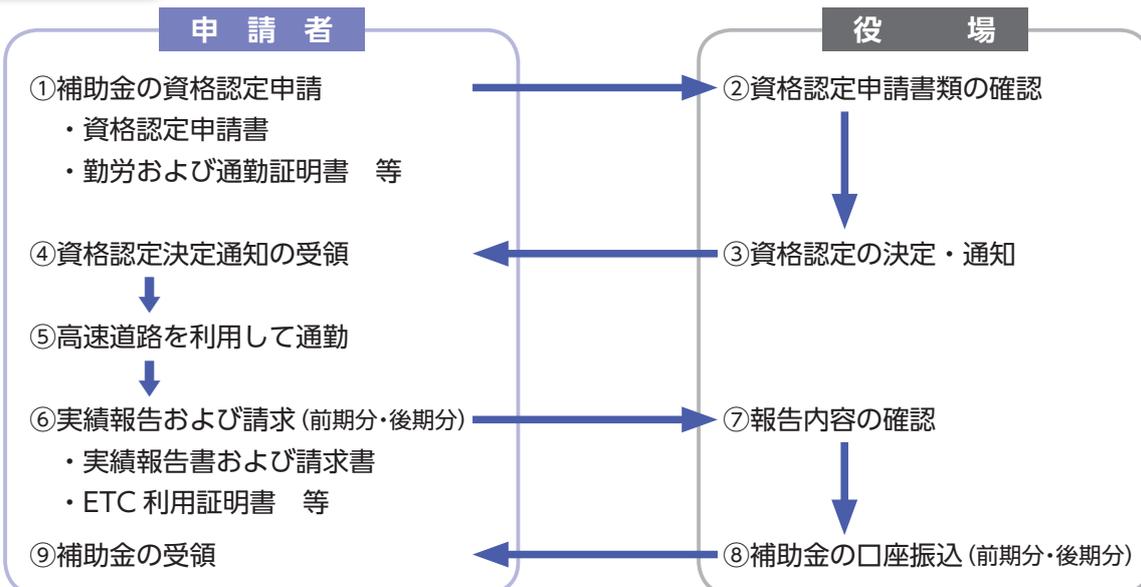
- (1)の方 勤務地最寄りICは、福井IC以北、敦賀IC以南とする。
- (2)の方 居住地最寄りICは、福井IC以北、敦賀IC以南とする。

## 高速道路利用区間

乗り降りするどちらかのICは、  
福井IC以北、敦賀IC以南とします。



## 申請の流れ



- 4月～9月利用分(前期分)は10月に請求し、10月～3月利用分(後期分)は4月に請求してください。
- 申請書については町ホームページからダウンロードいただくか、総務課までお問合せください。

■問合せ 総務課 ☎ 0778-47-8000